

波羅夷第三条条文の考察

李 薇

比丘（比丘尼も）の波羅夷第三条に定めているのは、人を殺してはいけないという規定である。いわゆる断人命戒である。この戒の内容について、各資料は一致していると思われるが、矛盾点も存在する。そして、これら矛盾点は従来の研究では重視されてこなかった。平川彰は『二百五十戒の研究』で各律の条文の殺人対象である「人体」（*manussaviggaha*, *manuṣya-vigraha*）という言葉の意味について、疑問を提示している。また、この条文において、パーリ律などの形（*manussaviggaha*）が古いか、「根本有部律」などの形（*manuṣyaṃ manuṣya-vigrahaṃ*, मनुष्यामनुष्यावग्रहम्）が古いか、という問題は意識されているが、ほかの問題は意識されていない。

本研究は、断人命戒条文に関連する諸広律文献資料（パーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』と梵本、「根本有部律」と梵本・藏本、『摩訶僧祇律』と梵本）に注目し、従来重視されていない二つの矛盾点をきっかけに、条文を考察し、条文の原形を追究してみるものである。

この条文の意味は、パーリ律には以下のように書かれている。

yo pana bhikkhu sañcicca manussaviggahaṃ jīvitā voropeyya satthahāraṃ vāssa pariyeseyya maraṇavaṇṇaṃ vā saṃvaṇṇeyya maraṇāya vā samādapeyya ambho purisa kiṃ tuyh 'iminā pāpakena dujjīvitena matan te jīvitā seyyo'ti, iticittamano cittaṣaṃkappo anekapariyāyena maraṇavaṇṇaṃ vā saṃvaṇṇeyya maraṇāya vā samādapeyya, ayam pi pārājiko hoti asaṃvāso'ti.
(H. Oldenberg 1984, 73)

何れの比丘と雖も、故意に、人体の生命を断じ、或いはその為に殺具を持つ者を求めれば、或いは死の美を讃嘆し、或いは死を勧めて、「咄男子、この悪苦の生は汝にとりて、何の用ぞ、死は汝にとりて、生に勝るべし」と云ひ、斯く心意ひ斯く決心し、種種の方便を以て死の美を讃嘆し死を勧めば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。
(南傳 1, 120)

他律には、この条文の内容はほぼ一致していると思われるが、ずれもある。

まず、各律条文の一致している内容によって、「人命を断じる」、「殺人工具に関

(214)

波羅夷第三条条文の考察 (李)

する文句]、「死を讚嘆する」、「死を勧める」という四つの殺人の種類に整理することができる。これらは六部の広律に全て含まれているので、各律の共通内容だと考えられる。

其の次には、この共通内容以外の矛盾点二つを考察する。

一つは、『五分律』条文の「作是心随心殺」(T22, 8b)の解釈の問題である。『五分律』の条文には「作是心随心殺」と書かれている。これに対して、条文の語義説明部分には、「随心遣諸鬼神殺，是名作是心随心殺」(T22, 8b)（心に随って鬼神を使って殺すとは、「作是心随心殺」と名づける）というふうに解釈している。この解釈はほかの広律の条文に見当たらない。また、他の律の対応箇所を検討すれば、例えば、パーリ律には、「このような心意，このような決心」(cittamano cittasamkappo)と書かれている。『摩訶僧祇律』には、「このような意，このような思い」(cittamalam cittasamkalpam)と書かれている。ほかの律にも、訳語の違いがあるが、意味はそれ程変わりが無いのである。ゆえに、『五分律』条文の意味は、他律と同じような意味であると理解するのが自然ではないかと思う。ここの語義説明の解釈は、条文より後の時代に新しく作られた可能性が高いと考えられる。

もう一つは、六部広律の条文の最後の文句「彼因是死」の問題である。この文句は波羅夷罪を判定する条件の一つである。そして、この条件があるか否かということによって、六部広律条文の構造を二つのパターンに分けられる。パーリ律と『四分律』では、この条件がないから、「比丘が殺人に関する行為をすれば、例えば、人命を断じたり、死を勧めたり、死の美しさを讚嘆したりする行為などをすれば、波羅夷罪になり、共住すべからず」という構造である。『五分律』・『十誦律』と梵本・「根本有部律」と梵本蔵本・『摩訶僧祇律』と梵本では、この条件があるから、「比丘が殺人に関する行為をすれば、加えてその対象がこの原因で死ぬならば、波羅夷罪になり、共住すべからず」という構造である。パーリ律と『四分律』の条文だけによると、比丘が行為すれば、結果の状況に関係なく、つまり、その対象がこの行為の原因で死ぬか否かという結果に関係なく、すべて波羅夷罪になると解釈する傾向がある。しかし、実際に、この二つの律には、単に比丘が行為をすれば罪になるわけではなく、『五分律』などと同じように、その行為によって、人が死ぬならば、波羅夷罪になるというふうに規定している。この根拠として、パーリ律と『四分律』に書かれている同様の事例を以下に取りあげる。

opātaṃ nāma, manussaṃ uddissa opātaṃ khanati papatitvā marissatīti, āpatti dukkaṭassa; manusso tasmim̐ papatati, āpatti dukkaṭassa; papatite dukkhā vedanā uppajjati, āpatti

thullaccayassa. marati, āpatti pārājikassa. (H. Oldenberg 1984, 76)

「陥坑」とは、人を指定して「彼陥ちて死すべし」とて坑を掘れば突吉羅なり、人かの中に陥れば突吉羅なり、陥ちて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。(南傳 1, 126) 坑陥者、審知彼所行道必從是來往、當於道中鑿深坑、著火、若刀、若毒蛇、若尖楸、若以毒塗刺、若墮中、死者波羅夷、方便不死偷蘭遮。(T22, 577a)

この事例は、穴を掘って、人を落として、死なせる事例である。この事例の中に、パーリ律には、死ぬならば、波羅夷罪になると書かれている。『四分律』にも、死ななければ、波羅夷罪ではなく、偷蘭遮罪になると書かれている。このように考えれば、パーリ律と『四分律』の条文には、「対象がこの原因で死ぬならば」という条件が書かれておらず、表現不足である。また、興味深いところで、パーリ律の註釈書 *Samantapāsādikā* では、このパーリ律の表現不足に対して、以下のように補足説明が加わったと考えられる。

etenathāvarappayogaṃ dasseti. itarathā hi pariyiṭṭhamatteneva pārājiko bhavyeṃ; na cetam yuttam. (J. Takakusu 1969, 441)

これによって、確立加行が示されている。なぜなら、さもないと、求めただけで波羅夷になってしまうことになる。(佐々木閑先生と山極伸之先生の共同研究結果を利用させていただいた)

そこで、条文の原形を追究する場合には、この二つの構造はどちらが古いかという問題を考えなければならぬ。古い方は原形に近い可能性が高いからである。その場合には、二つの状況が可能である。一つは『五分律』などの構造が古いならば、この条文の原形には「死ぬならば」という条件があることになる。パーリ律と『四分律』にはこれが脱落している。もう一つ可能な状況は、パーリ律と『四分律』の構造が古いならば、この条文の原形には、この「死ぬならば」という条件がなかったことになる。パーリ律の註釈書 *Samantapāsādikā* はこのことに気が付いたが、条文を編修することができないから、注釈の形で、求めるだけでは波羅夷罪にならないと補足説明している。しかし、他の律では、この条件は条文本体に加えられた。

二つの可能性を比べると、後者の可能性の方が高いと考えられる。もしパーリ律と『四分律』で本来あるものが脱落したとすれば、パーリ律の註釈書 *Samantapāsādikā* で、この脱落した内容に対して、もう一度補足注釈するのは非常に不自然であると思われるからである。また、『五分律』『十誦律』『根本有部律』『摩訶僧祇律』は *Samantapāsādikā* と同じ内容を述べている限り、時代の差は明確

(216)

波羅夷第三条条文の考察（李）

になると考える。ゆえに、律の古い形には、この「死ぬならば」という条件がなかった可能性が高いと考えられる。

以上で本論の考察を終わる。もう一度まとめると、一つは『五分律』の「作是心随心殺」の解釈の問題である。結論としては、『五分律』の「作是心随心殺」の意味は、語義説明部分に書かれている解釈ではなく、他の律と同じように、「このような心意、このような決心」という意味である。もう一つは、パーリ律・『四分律』の条文に欠けている「死ぬならば」という条件の問題である。結論としては、律の古い形には、この条件は含まれていない可能性が高いと考えられる。

前に述べたように、六部広律の条文内容は大体同じであるが、矛盾点もある。そして、これら矛盾点は従来の研究では重視されていないので、本論で、その中の二つを取り上げて、考察し、この断人命戒条文の原形を追究してみた。但し、他の細かい矛盾点はまだ存在する。例えば「人命を断じる」という殺人の種類は、「自ら人命を断じる」であるか或いは「故意に人命を断じる」であるかなどの問題は、さらに解明する必要があると思う。今後の課題にして、研究し続けたい。

佐々木閑先生・山極伸之先生の *Samantapāsādikā* 共同研究会で作成した粗訳を許可を得て、利用した。

〈参考文献〉

平川彰 1993 『二百五十戒の研究 I 平川彰著作集第 14 卷』 春秋社。

高楠博士功績記念会纂訳 1936 『南傳大藏經』 大蔵出版。

Oldenberg, Hermann, ed. 1984. *The Vinaya Piṭakam*. London: published for the Pali Society by Luzac.

Takakusu, J., and M. Nagai, eds. 1969. *Samantapāsādikā*. London: Pali Text Society.

〈キーワード〉 律蔵, 波羅夷, *Samantapāsādikā*, 条文原形

(花園大学大学院)